

概要版

第7次木津川市高齢者福祉計画
第6期木津川市介護保険事業計画



平成27年3月
木津川市

1 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

高齢化の進行が加速するなか、誰もが住み慣れた地域で個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して暮らせるように、また、高齢者の生活を支えるまちづくりを推進していくという考え方から、本計画の基本理念と基本的視点を次のように設定します。

■基本的視点

生きがいつくり

長年培ってきた経験や知識、技術等を生かした社会参加や社会貢献、生きがいつくりを進め、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざします。

地域包括ケアの推進

誰もが住み慣れた家庭・地域でいつまでも安心してその人らしく暮らすことができるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいに関する支援・サービスの包括的な提供体制の構築をめざします。

地域づくり

高齢者の多様な福祉課題や生活課題の解決に向けて、地域のさまざまな主体によるふれあい・助け合い・支え合いが行われるよう、心豊かな地域づくりをめざします。

■基本理念

ともに支え合い、
いきいきと安心して
暮らせる
心豊かなまちづくり

2 計画の位置づけ

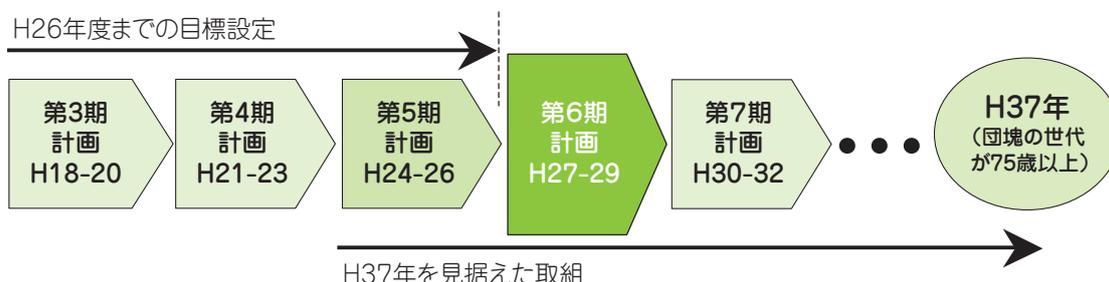
本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を総合的かつ一体的に策定したものです。

本計画は、団塊の世代全員が、要介護等の認定率や認知症などの発症率が高くなる後期高齢期を迎える平成37年以降の高齢者介護の姿を見据え、前計画で開始した地域包括ケアシステム構築のための取組を継承し、本格化していくものであり、本計画以降の介護保険事業計画については、高齢者福祉計画も併せて地域包括ケア計画として位置づけます。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度までの3年間を1期とする計画です。なお、介護保険制度のもとでの第6期の計画となります。

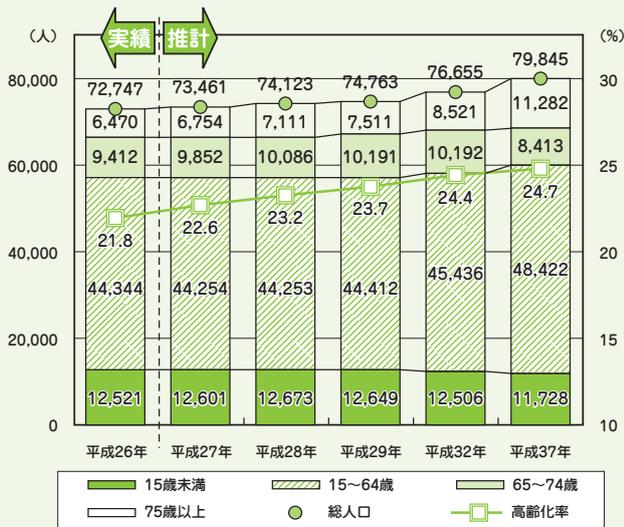
H26年度までの目標設定



2 木津川市の高齢者を取り巻く動向

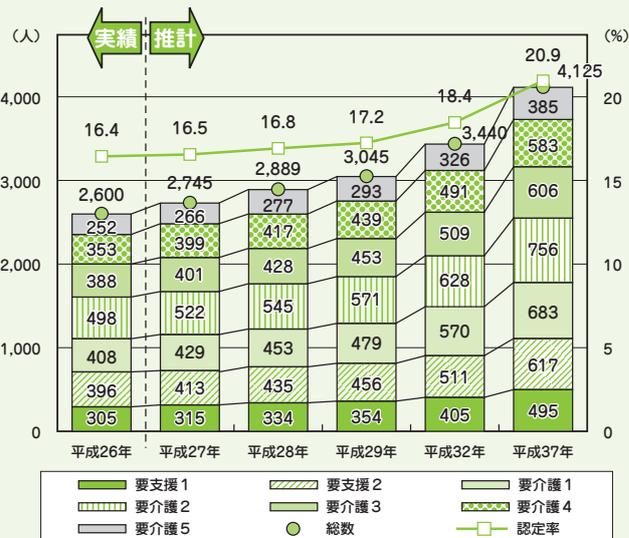
将来人口と高齢化率

総人口は今後も増加し、本計画期間の最終年である平成29年にはおよそ74,800人、平成37年には79,800人と推計されます。高齢化率は、平成26年の21.8%が、平成29年には23.7%、平成37年には24.7%と推計されます。



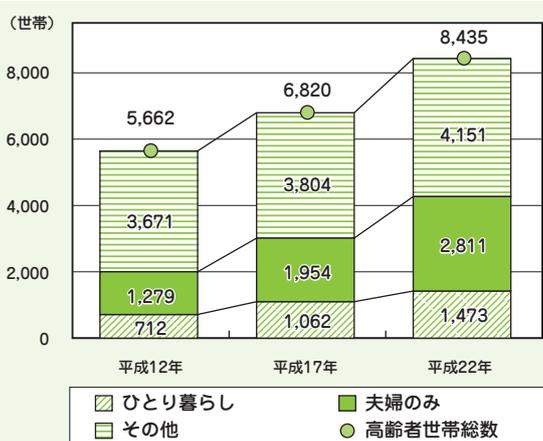
要介護等認定者と認定率

要介護等認定者数は増加を続け、平成26年9月末現在で2,600人となっています。平成29年には3,045人、平成37年には4,125人と推計されます。認定率は、平成26年の16.4%が、平成29年には17.2%、平成37年には20.9%と推計されます。



高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯数は、平成12年の5,662世帯が、平成22年には8,435世帯と増加し、一般世帯総数に占める割合も34.6%となっています。特にひとり暮らしと夫婦のみ世帯(どちらかが65歳以上)の増加が著しく、平成12年の1,991世帯が、平成22年には4,284世帯と、高齢者世帯の50.8%とおおよ半数を占めます。



高齢者の疾病等の状況

高齢者実態調査から、一般高齢者の治療中の病気や後遺症のある病気では、高血圧をはじめ糖尿病、心臓病といった生活習慣病が上位にあがっていました。要支援認定者の認定を受けた主な原因は、男性は「脳卒中」が女性より高く、女性は「骨折・転倒」が高くなっています。要介護3以上では、男女共に「認知症」がトップにあげられています。

対象	性	1位	2位	3位
一般	男性	高血圧	糖尿病	心臓病
	女性	高血圧	筋骨格の病気	目の病気
要支援	男性	高齢による衰弱	心臓病・脳卒中	関節の病気
	女性	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節の病気
要介護1・2	男性	高齢による衰弱・脳卒中	認知症	心臓病
	女性	高齢による衰弱	認知症	骨折・転倒
要介護3以上	男性	認知症	脳卒中	高齢による衰弱
	女性	認知症	高齢による衰弱	骨折・転倒

※平成25年12月に実施した高齢者実態調査から
一般高齢者は治療中の病気または後遺症のある病気
要介護等認定者は、認定を受けた主な原因

3 計画の施策の体系

○基本理念の実現をめざし、具体的な施策・事業を展開するための施策の体系について、次のように設定します。

基本
理念

ともに支え合い、いきいきと安心して暮らせる 心豊かなまちづくり

【基本目標】

【基本施策】

1 介護予防と健康づくり
の総合的な推進

(1) 介護予防と健康づくりの総合的な推進
(2) 生きがいつくりと社会参加の支援

2 住み慣れた地域で
安心して生活できる
支援体制の充実

(1) 在宅生活を支える福祉・介護サービスの提供
(2) 認知症対策の総合的な推進
(3) 医療と介護の連携の推進
(4) 安心して暮らせる住まいの確保と防災・防犯対策の推進
(5) 地域における支え合い活動の推進
(6) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

3 高齢者の尊厳の確保と
権利擁護の推進

(1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止
(2) 権利擁護の推進

4 利用者本位の介護保険
事業の推進

(1) 介護サービスの利用支援
(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

1 介護予防と健康づくりの総合的な推進

(1) 介護予防と健康づくりの総合的な推進

改正介護保険法において、介護予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、平成29年4月までに新しい地域支援事業に段階的に移行することとされています。本市においても、実施に向けてさまざまな問題点や課題の検討を行います。

(2) 生きがいつくりと社会参加の支援

高齢者が趣味の活動や生涯学習・スポーツ交流など、さまざまな活動を通じて、いきいきと生活できる環境の整備や支援の充実を進めます。

2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実

(1) 在宅生活を支える福祉・介護サービスの提供

個々の高齢者の状態に応じた適切なサービスを提供できるように、福祉サービスをはじめ、介護保険事業計画に基づいた在宅・施設サービス等の基盤整備に努めます。また、高齢者やその家族等がより円滑にサービスを利用できるように、相談・情報提供体制の充実を図ります。

(2) 認知症対策の総合的な推進

子どもから高齢者まで認知症や認知症の早期対応について正しく理解し、対応するための啓発をさらに進めます。また、医療機関や介護サービス事業者等関係機関との緊密な連携により、認知症の早期発見・早期対応を進めるとともに、認知症の人が安心して地域で生活できるサービスの充実を図ります。

(3) 医療と介護の連携の推進

疾病を抱えても住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるために、地域の医療機関や介護関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供する体制の構築を図ります。

(4) 安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進

住まいの確保やバリアフリー化の推進、また、災害時や緊急時における高齢者の支援や消費者被害から高齢者を守る体制づくりなど、高齢者が住み慣れた地域で快適に安心して暮らせる環境づくりに努めます。

(5) 地域における支え合い活動の推進

地域や自治会、ボランティアグループ、介護サービス事業者等との連携・協力による福祉活動を推進し、支え合いの輪を発展させるとともに、元気な高齢者をはじめさまざまな世代の地域住民が活動に参加し、支援が必要な人を支えていく場づくりや環境づくりを進めていきます。

(6) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

地域包括ケアの中核機関として、圏域内の高齢者人口に応じた適切な職員を配置するとともに、今後民間活力も検証しながら地域包括支援センターが機能を発揮できるような環境づくりと体制整備を図ります。

3 高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進

(1) 高齢者の人権尊重と虐待の防止

高齢者の人権問題に関する啓発を進めるとともに、高齢者が家庭や施設等で虐待にあうことのないよう、虐待防止に関する知識啓発や研修の充実を図り、地域での早期発見や見守り体制の構築、対応の強化を図ります。

(2) 権利擁護の推進

地域包括支援センターと社会福祉協議会等の関係機関が連携し、高齢者の生活や権利、財産を守るため、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の利用につなげるなどの支援を行います。

4 利用者本位の介護保険事業の推進

(1) 介護サービスの利用支援

高齢者が介護を必要とする状態になった時に、介護サービスの利用がスムーズにできるよう、わかりやすい情報の提供に努めます。また、必要なサービスを安心して利用できるよう、相談・苦情対応を進めるとともに、サービス事業者の情報開示を進めます。

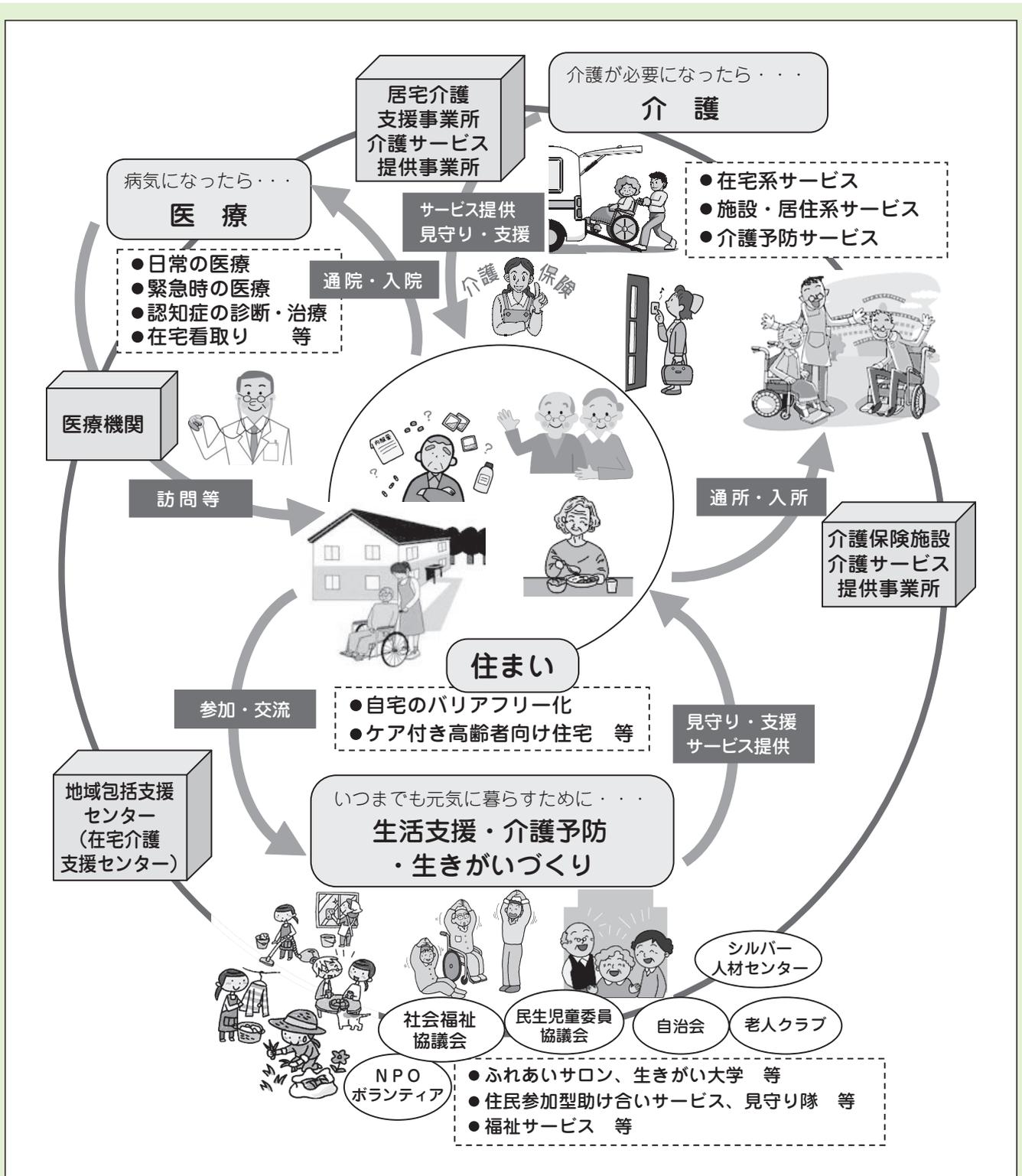
(2) 介護保険制度の適正・円滑な運営

公正・公平なサービスの提供を通じて、介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に向け、介護サービス事業者や介護支援専門員に対する指導・助言及び支援の充実を図るとともに、介護給付適正化の一層の推進を図ります。

4 本市における地域包括ケアシステムのイメージ

《地域包括ケアシステム》とは

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本に、生活上の安全や安心、健康の確保とともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるために必要な支援体制のことです。



5 介護保険サービスの基盤整備

■平成27～29年度までの介護サービスの見込みについてのポイント

●居宅サービス

要支援1及び要支援2の訪問介護と通所介護については、制度改正を踏まえ、平成29年度に新制度に移行する予定であることから、平成29年度は要介護認定の更新により順次移行するため、半数を見込んでいます。

●施設サービス

介護老人福祉施設について、入所を希望する市民の方のニーズと今後の認定者の伸びや後期高齢者の増加を踏まえ、平成29年度に50床の整備を予定し、本市住民については70%の利用を見込んでいます。

施設・居住系サービス	現況(平成26年度現在)	予 定
介護老人福祉施設	施設数：5、定員計：250人	平成29年度開設予定 施設数：1、定員：50人
介護老人保健施設	施設数：1、定員：100人	
認知症対応型共同生活介護	施設数：6(10ユニット)、定員計：90人	
特定施設(有料老人ホーム)	施設数：3、定員計：435人	

■総給付費及び標準給付費の見込み

(単位：円)

項目・年度	第6期計画期間推計			将来推計	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
予防給付費	211,485,000	248,434,000	220,628,000	192,392,000	238,419,000
介護給付費	3,677,299,000	3,873,027,000	4,131,661,000	4,658,840,000	5,477,019,000
総給付費	3,888,784,000	4,121,461,000	4,352,289,000	4,851,232,000	5,715,438,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	23,284,133	37,639,728	39,437,179	44,838,975	54,826,497
総給付費(一定以上所得者負担の調整後) (A)	3,865,499,867	4,083,821,272	4,312,851,821	4,806,393,025	5,660,611,503
特定入所者介護サービス費等給付額	173,439,766	183,817,161	194,112,089	216,364,947	254,908,535
補足給付の見直しに伴う財政影響額	17,764,441	32,131,904	35,985,901	40,111,297	47,256,786
特定入所者介護サービス費等 給付額(資産等勘案調整後) (B)	155,675,325	151,685,257	158,126,188	176,253,650	207,651,749
高額介護サービス費等給付額 (C)	74,664,653	79,132,051	83,563,949	93,143,654	109,736,410
高額医療合算介護サービス費等給付額 (D)	8,555,325	9,067,214	9,575,036	10,672,710	12,573,964
算定対象審査支払手数料 (E)	3,919,200	4,124,400	4,349,400	4,913,160	5,851,200
標準給付費見込額 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)	4,108,314,370	4,327,830,194	4,568,466,394	5,091,376,199	5,996,424,826

※総給付費及び特定入所者介護サービス費等給付額については、介護保険制度の改正に伴う一定以上所得者の利用者負担の見直しがあることから、それに伴う財政影響額を国の一定の算出方法に基づき算出し、除いています。

6 介護保険料について

○本市では、低所得者に対する保険料の軽減を図るため、前計画で所得段階を9段階から12段階にしました。本計画においては、制度改正による低所得者の軽減の拡大を図りながら、引き続き負担能力に応じた負担割合と多段階設定について検討し、基本的には市の現行段階とし、新たに1,000万円以上の段階を設け、14段階としました。

平成27年度から平成29年度までの介護保険料基準額は、月額 5,300円です。

■平成27年度から平成29年度までの所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.45	28,700円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	基準額 ×0.65	41,400円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額 ×0.70	44,600円
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額 ×0.90	57,300円
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で、前年合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額 (1.00)	63,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が125万円以下の人	基準額 ×1.15	73,200円
第7段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が125万円を超えて200万円未満の人	基準額 ×1.30	82,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 ×1.55	98,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.70	108,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額 ×1.85	117,700円
第11段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額 ×2.00	127,200円
第12段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額 ×2.15	136,800円
第13段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額 ×2.30	146,300円
第14段階	本人が住民税課税で、前年合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額 ×2.35	149,500円

第7次木津川市高齢者福祉計画
第6期木津川市介護保険事業計画
(概要版)

発行／平成27年3月
木津川市
〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9
編集／木津川市 保健福祉部 高齢介護課